

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、山王用土地利用改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	中島 實	埼玉県深谷市本田二千二十三番地